

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和35年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月30日から同年5月1日まで

夫は、昭和29年4月にB社に入社し、平成7年5月に退職するまで継続して勤務していた。

しかし、申立期間が厚生年金保険に未加入の記録となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、B社から提出された人事記録及び同社からの回答等から判断すると、申立人は、申立期間当時、同社に継続して勤務し(昭和35年5月1日にA事業所からC事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和35年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が昭和35年5月1日を資格喪失日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その

結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合及び保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和47年10月から48年3月まで

私は、A市からB町（現在は、C市）に転居後、昭和48年4月の国民年金保険料を同年8月に納付した際に、B町役場で前年度分である47年10月から48年3月までの国民年金保険料はA市に納付するよう言われ、後日、A市役所で保険料の納付手続をした。

しかし、昭和47年10月から48年3月までの期間は、国民年金保険料を納付したとになっていないので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の記載により、申立期間は保険料免除の期間として昭和47年11月22日に承認されていることが確認でき、当該期間が申請免除期間であることは、オンライン記録及び申立人に係るB町の国民年金被保険者名簿の記載とも一致する。

また、申立人は、B町役場で前年度分である昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料はA市に納付するよう言われ、後日、A市役所で保険料の納付手続をしたとしているが、免除期間の国民年金保険料の追納については、当時は、住所地の市町村長を経由して都道府県知事宛てに国民年金保険料追納申込書を提出し、知事の承認の後、交付される追納保険料納付書により納付することとされており、申立期間の保険料が申立人の記憶する納付手続・方法によって追納されたとは考え難い。

さらに、申立人は、「A市役所で納付手続をした。」というほかに、申立期間の国民年金保険料の納付に係る記憶は具体的でない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から同年 12 月まで

私は、昭和 58 年 4 月から同年 12 月まで A 社に勤務していた。

しかし、勤務していた期間が厚生年金保険に未加入の記録となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 4 月から同年 12 月まで A 社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A 社は、「当時の資料は残っておらず、申立人の勤務形態、勤務期間は不明である。」、「他の従業員の例からみて、申立人は実習期間中又は試用期間中に退職したために厚生年金保険に加入していないものと推測される。」と回答しており、当時の同僚から事情を聞いても、申立人を記憶している者は一人だけであり、その記憶も明確ではない。

また、申立人は、申立期間当時の給与明細書等の資料を所持していない上、A 社に係る雇用保険の加入記録が無いことから、申立人の勤務形態、勤務期間及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年頃から 58 年頃まで

私は申立期間にA社で勤務していたにもかかわらず、同期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答及び同僚の供述から、申立人は、時期は特定できないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、当該事業所は、「当時の資料は残っておらず、当時の事務員も退職しているので、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況は分からない。」と回答しており、上記同僚からも、申立人に係る厚生年金保険料の控除について供述が得られないことから、申立人の申立期間における勤務の実態及び保険料の控除について確認することができない。

また、上記同僚を含めた同僚3人は、「勤務期間と厚生年金保険の加入記録は一致している。」、「入社から約1年半後に厚生年金保険に加入している。」と供述している一方で、申立人が記憶している同僚の中には当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっていない者がいることから、当該事業所では、厚生年金保険の加入に係る取扱いが一律ではなかった状況がうかがえる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立期間を含む昭和52年5月から61年9月までの被保険者資格取得者の中に、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、保険料控

除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 11 月 1 日から 30 年 8 月 26 日まで
私は申立期間にA社で勤務していたので、同期間の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、脱退手当金を受給していたことになっていた。
しかし、私は脱退手当金を受給した記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金を支給したことを示す「支給済脱」の記載が有り、同台帳に記載された脱退手当金に係る資格期間、支給金額及び支給決定年月日はオンライン記録と一致している上、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 31 年 4 月 27 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、年金を受給するには 20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が必要であったところ、申立人は、当時、再就職する予定は無かったとしていることから、脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申

立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。